衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第 217 回国会】令和７年３月 17 日（月）、第８回の委員会が開かれました。

１　政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外９名提出、第 216 回国会衆法第 10 号）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（小泉進次郎君外５名提出、衆法第４号）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（小泉進次郎君外５名提出、衆法第５号）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（青柳仁士君外１名提出、衆法第 14 号）
・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。
（参考人）中央大学法学部教授　　中北浩爾君
駿河台大学名誉教授　　成田憲彦君
慶應義塾大学名誉教授
弁護士　　小林　節君
東京大学教授　　谷口将紀君
（質疑者）長谷川淳二君（自民）、江田憲司君（立憲）、池下卓君（維新）、長友慎治君（国民）、中川康洋君（公明）、高井崇志君（れ新）、塩川鉄也君（共産）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

長谷川淳二君（自民）

（１）　平成６年の総・総合意の中で、企業・団体献金について、政党助成金の創設とセットで廃止することが約束であったという認識は誤っているということについての中北参考人及び谷口参考人の見解
（２）　政党助成金、個人献金及び企業・団体献金の在り方についての中北参考人の見解
（３）　今回の企業・団体献金の議論について、３月末までに、政党のそれぞれの成り立ちを尊重しつつ一致点を見出すための方策について中北参考人の所見

江田憲司君（立憲）

（１）　石破内閣総理大臣による当選１回の自由民主党所属衆議院議員への 10 万円商品券配付問題
ア　細川護熙政権において、内閣総理大臣から自党所属議員への商品券配付が行われていたか否かについての成田参考人への確認
イ　内閣総理大臣から自党所属議員への商品券配付の問題及び石破内閣総理大臣の責任についての谷口参考人の見解
（２）　企業・団体献金を受領できる政党支部が多数設立されている現状についての中北参考人の意見
（３）　平成の政治改革
ア　政治資金規正法改正法の附則で定められた政党及び政治資金団体に対する企業・団体献金の見直し規定の意味についての成田参考人への確認
イ　企業・団体献金の全面禁止を前提としたアの見直し規定が、自由民主党が賛成した総・総合意後の再改正においても議論されずに存続しているということは、見直し規定が５年後の企業・団体献金の全面禁止を意味していたという理解でよいかについての成田参考人への確認
ウ　当時の状況から、企業・団体献金を将来的に全面禁止する代わりに政党助成制度を導入することで政治の浄化を図ったという考えについての成田参考人の見解
エ　平成の政治改革のトップリーダーであった当事者の証言とその他の者の証言とでは国民は当然前者を信用するとの考えについての成田参考人の見解

池下卓君（維新）

（１）　これまで企業・団体献金を背景として、企業向けの政策とそれ以外の政策への税収の適正配分がなされてこなかったのではないかとの指摘及び企業・団体献金が政策をゆがめるものではないならば、現行法においても特別な規制を設ける必要がないのではないかとの指摘についての成田参考人及び小林参考人の見解
（２）　企業・団体献金を受領できる政党支部が政治家個人と一体化しており、企業・団体献金の規制の抜け穴となっているのではないかとの指摘及び企業・団体献金の要否についての成田参考人の見解
（３）　政治資金規正法と税法等の枠組みが異なるため、出し手の企業側と比較して受け手の政治団体側の企業・団体献金の流れが不透明であることについての谷口参考人の見解
（４）　企業・団体献金を廃止して政党が財政的に政党交付金に支えられるようになることはポピュリズムの台頭を招くという中北参考人の意見の確認

長友慎治君（国民）

（１）　企業・団体献金の全面禁止は憲法違反になるか否かについての各参考人の見解
（２）　国民民主党が主張している企業・団体献金に関する受け手の規制強化案についての各参考人の所見
（３）　企業・団体献金に関する自民党案及び野党案について、与野党の溝が埋まらない中でどのように合意していくべきかについての各参考人の所見

中川康洋君（公明）

（１）　平成６年改正政治資金規正法附則の条文から企業・団体献金を抑制する方向性の合意はあったが全面禁止の合意はなかったと考えること及び政党交付金導入と引換えに企業・団体献金廃止で合意したとする河野洋平元自由民主党総裁の主張の正確性についての中北参考人及び谷口参考人の見解
（２）　令和６年５月 27 日の本委員会における谷口参考人の企業・団体献金の禁止に係る「副作用が主作用を上回る」という発言の具体的意味
（３）　谷口参考人の「政党交付金基金が八幡製鉄所事件最高裁判決の欠点を補う」という発言の趣旨及び政党交付基金に係る過去の検討経緯
（４）　国民民主党及び公明党が検討している政治資金監視委員会の設置に対する中北参考人の評価
（５）　令和６年 12 月 24 日の時事通信の記事における中北参考人の「健全な議会制民主主義」についての見解

高井崇志君（れ新）

（１）　企業・団体献金は政治団体も含めて禁止すべきとの意見及び内閣法制局は国会からの要請に対して速やかに憲法解釈を述べる機関であるべきとの意見に対する各参考人の見解
（２）　政党交付金を少数政党にも厚く配分すべきとの意見に対する各参考人の見解

塩川鉄也君（共産）

（１）　収支報告書の要旨
　ア　収支報告書の要旨の公表義務の削除に対する中北参考人の見解
　イ　３年で収支報告書の公表が終わり、要旨も作成しなければ、自由民主党が主張する衆法第４号による３階建ての説明が成り立たなくなるのではないかとの意見に対する中北参考人の見解
（２）　30 年前の政治改革の際の議論
　ア　当時から、数千の政党支部を設立し、支部を通じて政治家個人が企業・団体献金を受け取るとい

う抜け道ができることは明白だったとの考えに対する谷口参考人の見解

イ　アについての成田参考人の見解

ウ　政治家個人への企業・団体献金は禁止されたが、パーティー券収入という形を通じて穴が空いているとの議論が当時からあったのではないかとの考えに対する成田参考人の見解

（３）　企業・団体献金

ア　企業・団体献金は国民の参政権、選挙権を侵害するものではないかとの考えに対する小林参考人の見解

イ　日本経団連による政策評価に基づく会員企業への献金の呼びかけという在り方についての小林参考人の見解

ウ　昨年の政治資金規正法改正により、日本法人で５年以上上場している外資系企業を企業・団体献金及びパーティー券購入の禁止の対象から除外する対応についての小林参考人の見解

福島伸享君（有志）

企業・団体献金

ア　平成の政治改革は、政権交代を起こしやすい仕組みとして小選挙区を導入したにもかかわらず、与党にお金が集り野党よりも多くの秘書の雇用が可能になる等により逆に政権交代の阻害要因となった点からも企業・団体献金が不適切なのではないかとの考えに対する成田参考人の見解

イ　憲法第 21 条の表現の自由及び第 13 条の幸福追求権から、企業・団体献金と個人献金は全く別種のものであると導くことができるとの考えに対する小林参考人の見解

ウ　中北参考人による昨年６月 14 日の参議院政治改革に関する特別委員会における企業・団体献金の禁止に条件付き賛成であるとの発言と本日の発言の違いに対する中北参考人の見解

エ　企業献金を一定程度制限することが世界的に共通なのではないかとの考えに対する中北参考人の見解

オ　企業・団体献金を全面禁止した際の迂回献金の懸念について、重要なのは迂回献金を防止するような制度の作り方ではないかとの考えに対する谷口参考人の見解